

# 光市行政改革大綱

～「新しい公共」の形成をめざして～

平成18年2月

光市

## 目 次

1	行政改革の必要性	1
2	大綱の目標と視点	2
	(1) 大綱の目標	2
	(2) 基本的視点	3
	①評価を通じた成果志向による行政経営	
	②行政と市民の協働と適切な役割分担	
	③市民の目線からの行政サービスの提供	
3	大綱の位置付けと計画期間	4
4	大綱の体系と基本方向	5
	I 市民と共に築く市政の推進	6
	(1) 市民との情報の共有化	
	(2) 市民参画と協働の推進	
	II 市民満足度を高める市政の経営	8
	(1) 行政サービスの向上	
	(2) 民間の能力を活用した行政経営	
	(3) 行政を評価する仕組みづくり	
	III 意欲あふれる柔軟な組織づくり	10
	(1) 職員の能力を向上させる人事管理	
	(2) 簡素で効率的な組織・体制	
	IV 持続可能な財政基盤の確立	12
	(1) 健全財政の確保	
	(2) 定員管理と給与の適正化	
5	大綱の推進にあたって	14

## 資 料

## 1 行政改革の必要性

今日、我が国の経済は、ようやく回復の兆しが見え始めたものの、依然としてその先行きは不透明で厳しい情勢にあります。

また、平成17年度末には、国と地方自治体は、あわせて770兆円を超える見込みの多大な長期債務を抱える中、国では、「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との理念のもと、活力ある経済社会の創造に向けて、様々な規制緩和を進めるとともに、いわゆる「三位一体の改革」の推進など、国と地方の関係は大きく変わろうとしています。

また、地方自治体は、少子高齢化の進行とそれに伴う人口減少社会の到来や地方分権の推進による地域自治の芽生えなど、その取り巻く環境は急速に変化しており、大きな変革の時期を迎えています。

こうした中、平成16年10月4日、光市と大和町は合併して、新しいまちづくりをスタートしました。

合併にあたっては、「行財政改革」を大きなテーマとして、協議を進めましたが、合併の効果を最大限引き出すため、合併を契機として、さらに市役所の行政運営の改革と職員の意識改革を進めながら、新たな自治体文化を創造していく必要があります。

また、「合併は究極の行政改革」とも言われていますが、行政改革に終わりはありません。

特に、本市の財政状況は、一般会計と特別会計あわせて、平成17年度末の見込で約381億円となる市債残高を抱えるなかで、公債費や扶助費といった義務的経費の増加と地方交付税の削減などにより、財政の硬直化が一層進むとともに、市民ニーズの多様化、高度化などによる行政需要の増大と相まって、今後ますます厳しい財政運営が予測されます。

こうした状況の中、新市建設計画や策定中の新総合計画に基づく新たなまちづくりを進め、分権型社会における都市間競争に生き残るため、絶え間なく変化する社会や行政ニーズに効率的、効果的に即応できる簡素で効率的な市政運営をさらに推進していく必要があります。

そのためにも、これまでの発想を転換し、安定した財政基盤を確立するとともに、行政と市民の適切な役割分担の下に、市民と行政が一体となって、行政改革を一過性のものとしてではなく、不断の取り組みとして進めていく必要があります。

## 2 大綱の目標と視点

### (1) 大綱の目標

合併による新たなまちづくりに踏み出した本市において、「合併」を改革の第一歩として、さらに住民団体や民間企業などの様々な主体と自治体が協働した

「新しい公共」の形成 を基本理念にして、

市民や地域の力が最大限発揮できる活力ある行政運営を確立します。

そのために、

- I 市民と共に築く市政に変わります。
- II 市民満足度を高める市政経営に変わります。
- III 意欲あふれる柔軟な組織に変わります。
- IV 持続可能な財政基盤を確立します。

#### ※新しい公共

これまで公共サービスは専ら「行政」により提供されてきたが、NPOをはじめ、自治会や住民団体、民間企業など多様な主体が公共的活動を始めており、地域における様々な主体がそれぞれの立場で「公共」の領域に参画することで地域にふさわしい多様な公共サービスを提供しようとするもの。

#### ※NPO

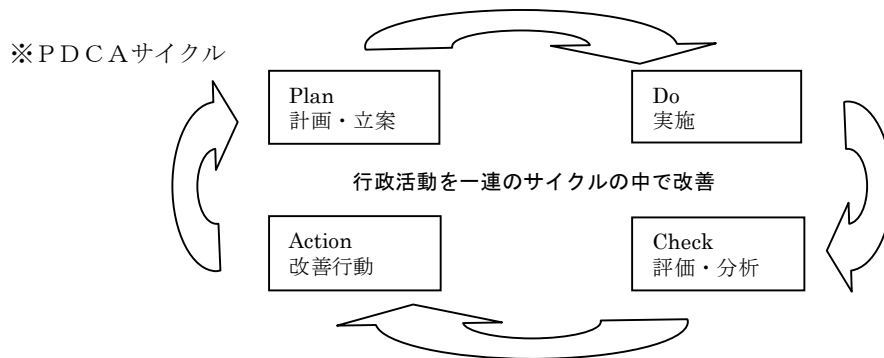
民間非営利団体 (Non Profit Organization) の略称で、平成10年に「特定非営利活動促進法」により、団体の法人化が促進され、光市では、平成17年7月末現在、12団体が認証。

## (2) 基本的視点

市民の負託に応えるため、次の3つの基本的な視点に立って改革と刷新に取り組み、市民サービスの向上と効率的な行政システムの構築をめざします。

### 1 評価を通じた成果志向による行政経営

行政運営の様々な場面において、PDCA サイクル（計画 Plan、実施 Do、検証 Check、見直し Action）の視点から、評価を通じた改善を進めます。また、行政サービスを「費用対効果」の面からも検証し、限られた資源（財源・人員等）の有効利用による成果を志向した市民本位の効率的・効果的で質の高い行政経営をめざします。



### 2 行政と市民の協働と適切な役割分担

行政に委ねられてきた「公共」の分野に NPO やボランティア活動など、市民活動による新たな公共が創出されつつあります。今後、さらに地方分権時代にふさわしい主体的なまちづくりを進めるため、市民活動の自立・活性化と市民の意識づくりに取り組み、行政と市民の協働と適切な役割分担に基づく行政の担うべき役割の重点化を進めます。

### 3 市民の目線からの行政サービスの提供

行政サービスの担い手である職員一人ひとりが、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力で、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるように資質の向上と意識改革に努めます。また、行政の立場や目線からだけでなく、生活者としての市民の目線から考え、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

### 3 大綱の位置付けと計画期間

#### (1) 大綱の位置付け等

行政改革大綱は、今後の本市の行政改革の基本方向や考え方等を示す指針となるものです。

行政改革の実施にあたっては、行政改革大綱に基づき、年次計画と可能な限り数値目標等を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組みます。

#### (2) 計画期間

大綱及び大綱に基づく実施計画については、平成17年3月に国が示した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」に対応して、

**平成17年度を起点とした平成21年度までの計画**とします。

なお、実施計画については、社会経済環境の変化や改革項目の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて随時改定を行うなど、柔軟に対応します。

## 4 大綱の体系と基本方向

### I 市民と共に築く市政の推進

- (1) 市民との情報の共有化
  - 情報の公開・提供の充実
  - 説明責任能力の向上
- (2) 市民参画と協働の推進
  - 市民参画の推進
  - 市民活動の支援と協働

### II 市民満足度を高める市政の経営

- (1) 行政サービスの向上
  - 窓口サービス等の向上
  - I T（情報通信技術）の活用
  - 事務処理の迅速化・効率化
- (2) 民間の能力を活用した行政経営
  - 外部委託の推進
  - 指定管理者制度等の活用
- (3) 行政を評価する仕組みづくり
  - 施策と事業の評価

### III 意欲あふれる柔軟な組織づくり

- (1) 職員の能力を向上させる人事管理
  - 職員の意識改革
  - 人材の育成
- (2) 簡素で効率的な組織・体制
  - 時代の変化に呼応した組織・体制
  - 公共施設の適正配置と再編
  - 外郭団体の運営の見直し

### IV 持続可能な財政基盤の確立

- (1) 健全財政の確保
  - 計画的な財政運営
  - 事務事業の見直し
  - 自主財源の確保
  - 公共工事のコスト縮減
  - 公営企業等の経営健全化
- (2) 定員管理と給与の適正化
  - 適正な定員管理
  - 報酬・給与等の適正化

## I 市民と共に築く市政の推進

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来5年が経過し、地方自治体では、これまで以上に自主自立のもとに個性豊かなまちづくりが求められています。

また、多様な市民ニーズと山積する課題に的確に対応し、持続的に発展できる市政を実現するためには、行政の役割はもちろんのことながら、市民の担う役割も大きく、行政の説明責任を果たした上で、行政と市民の適切な役割分担に基づくパートナーシップを確立し、市民と共に築く市政を推進していく必要があります。

### (1) 市民との情報の共有化

#### ①情報の公開・提供の充実

市民が行政運営に関心を持ち、市民の市政への参画意識を促すため、市が保有する市政に関する情報を的確に市民に提供していきます。

また、市民と情報を共有化するため、市広報やホームページなどを活用して、市民が必要とするときに必要な情報が得られるよう努めます。

#### ②説明責任能力の向上

市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、市の活動内容や政策の判断理由などについて、市民が理解し判断するため、様々な機会を捉えて提供し、行政の説明責任を果たします。

また、市の施策や事業について、費用対効果を検証しながら成果を評価し、その概要の公表を目指します。



## (2) 市民参画と協働の推進

### ①市民参画の推進

幅広い層の市民からの意見等を市政に反映し、透明性、公平性を確保した行政運営を推進するため、各種審議会や委員会等への公募制度の拡充を推進します。

また、各種審議会や委員会等への女性の登用を進め、男女共同参画の環境づくりに努めます。

### ②市民活動の支援と協働

市民活動の活性化のため、情報交流・活動の場など民間団体やボランティアが連携し、活動を充実するための環境づくりに取り組みます。

また、職員一人ひとりが行政と市民の協働のあり方などに認識を深めるとともに、職員の地域での活動や役割について意識改革を促し、市民活動との協働によるまちづくりを推進します。

## Ⅱ 市民満足度を高める市政の経営

急激な変化と先行き不透明な経済情勢の下、市政を取り巻く環境が日々変化する中、限られた財源を有効に活用しつつ、時代の変化に迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのために、民間の経営感覚や発想、視点を取り入れた「スピード」「コスト」「成果」を重視した簡素で効率的な行政運営に努め、市民の信頼と期待に応える市政経営に努めなければなりません。

また、市民ニーズが多様化・複雑化する中、質の高い行政サービスを提供し、市民の負託に応えるためには、個々の施策や事業（市民サービス）が、市民の満足に結びつく成果が求められています。

### （１）行政サービスの向上

#### ①窓口サービス等の向上

市民生活のスタイルの変化を踏まえ、公共施設の開館時間や休館日の見直し、証明書等の交付サービス、税や各種使用料等の収納窓口や体制の充実など、サービスのコストにも配慮しながら窓口サービスの充実・改善に努めます。

また、接遇の向上、役所言葉の見直し等による分かりやすく温かい窓口サービスの提供に努めます。

#### ②IT（情報通信技術）の活用

整備が進む地域イントラネットを活用し、市民生活、産業、教育、行政などあらゆる分野でのサービス利用を検討します。

また、電子市役所化に継続して取り組み、「電子申請・届出」など、行政サービスの利便性の向上に努めます。

#### ③事務処理の迅速化・効率化

電子自治体構築への取組みにあわせ、行政情報システムを活用したワンストップサービスや電子決裁等による意思決定、事務処理の迅速化などに取り組みます。

## (2) 民間の能力を活用した行政経営

### ①外部委託の推進

「民間にできることは民間に」の理念のもと、行政が直接実施するより一層効果的、効率的に実施できる専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等を十分検討して、民間への業務委託を推進します。

### ②指定管理者制度等の活用

公の施設の管理に民間の能力を活用することで、市民サービスの質の向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に指定管理者制度の導入を進めます。

また、民間の資金、経営能力及び技術力を活用して、効率的・効果的に社会資本整備を行うため、※P F Iの手法による事業の可能性を検討します。

## (3) 行政を評価する仕組みづくり

### ①施策と事業の評価

限られた経営資源を最大限活用し、成果を志向した市民満足度の高い市政運営を進めるため、達成目標を設定したPDCAサイクル(計画 Plan、実施 Do、検証 Check、見直し Action)に基づく施策や事業の効果や効率性を客観的に評価する仕組みづくりに取り組みます。

#### ※P F I (Private Finance Initiative)

公共部門が実施していた社会資本整備を、民間の資金・経営ノウハウを導入して、民間事業者主導で実施しようとする手法。

### Ⅲ 意欲あふれる柔軟な組織づくり

市民ニーズへの迅速な対応やスピーディな意思決定のためには、縦割り型行政にとらわれない総合的で柔軟な組織体制が必要です。

また、多様な市民ニーズに迅速・的確に対応するためには、行政サービスの担い手である職員の資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考や発想に基づき、仕事を進めていかなければなりません。

そのためには、市民からの信頼と負託を受けている行政職員としての高い使命感と意欲を持って主体的に取り組む職員を育てる必要があります。

#### (1) 職員の能力を向上させる人事管理

##### ①職員の意識改革

職員一人ひとりが、仕事に対する主体的な目標意識と目標管理に取り組むことにより、高い成果の達成と職員の意識改革を進めるとともに、地方分権に対応できる自立した市政運営を展開するため、職員の政策立案能力の向上に努めます。

また、地方公務員制度改革に併せ、適正な人事評価制度の導入を検討するとともに、能力や実績を適正に反映した給与制度のあり方等について検討します。

##### ②人材の育成

多様な人材の確保に努めるとともに、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本計画を策定します。

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、多様化する市民ニーズに対応できる総合的な人材育成に努めます。

## (2) 簡素で効率的な組織・体制

### ①時代の变化に呼応した組織・体制

利用者である市民にとって「わかりやすい組織」であることはもとより、多岐にわたる市民ニーズへの的確な対応と行政分野を超えた新たな課題や社会情勢の変化に対応できる柔軟な組織への再編整備を図ります。

また、行政運営の計画的で円滑な推進を図るため、総合調整機能の充実やプロジェクトチームの活用など、組織の弾力的運用に努めるとともに権限・責任の組織内委譲を進めます。

### ②公共施設の適正配置と再編

市民ニーズや費用対効果、現有施設の実情を踏まえつつ、新市建設計画や光市総合計画等との整合を図りながら、現有施設の有効活用や統廃合を含めて十分な検討を行い、公共施設の計画的かつ適正な配置に努めます。

### ③外郭団体の運営の見直し

外郭団体は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対し、市が直接実施するよりも効率的・効果的な公共サービスを提供するために設立され、現在も行政を補完、代行する役割を果たしています。

一方、指定管理者制度の導入など、外郭団体を取り巻く環境が著しく変化しており、外郭団体のあり方を見直すとともに、団体の自主的・自立的運営に向けた改善に取り組みます。

## IV 持続可能な財政基盤の確立

本市の財政状況は、国の三位一体の改革が推し進められる中であって、義務的経費の増加など、財政の硬直化が進み大変厳しい状況にあります。

一方、急速に進行する少子高齢化への対応など、行政需要はますます多岐多様に亘り、質量とも増加が予測されます。

このような厳しい財政環境の下で、新たな行政需要に的確に対応し市民の信頼に応えるためには、「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立ち、的確な財政見通しとコスト意識に基づき、持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

### (1) 健全財政の確保

#### ① 計画的な財政運営

新市建設計画の具現化を図るため、中期的な財政運営の指針として、数値目標を定めた「財政健全化計画」を策定し、計画的かつ安定した財政運営を進めるとともに、新たな予算編成プロセスづくりに取り組みます。

また、市民に分かり易い手法での財政状況の公表に努めます。

#### ② 事務事業の見直し

限られた財源を効果的、効率的に活用するため、コスト意識をもって徹底した事務事業の見直しを進めます。

そのために、事業の重点化と何が必要かを見極める「選択型」への転換を図り、事務事業の成果の評価に取り組みます。

補助金等については、その目的や経費負担のあり方、行政効果等を精査し、国や県の財源措置等も注視しながら、終期の設定や類似補助金の統合など適正化に努めます。

### ③自主財源の確保

行政サービスコストの抑制にも留意しながら、市民負担の公平性や受益者負担の原則に基づき、各種使用料・手数料等について、定期的に適正な見直しを行います。

また、当面の利用目的のない普通財産については、その処分を積極的に進めるとともに、行政財産の目的外使用については、適正な使用料の徴収を行います。

景気の低迷等により、税収の伸びが期待できない中、市税をはじめ各種使用料等の収入未済額の圧縮とともに、課税客体の的確な把握に努めます。

### ④公共工事のコスト縮減

厳しい財政環境の下、社会資本整備を計画的に進めるため、公共工事コストの縮減や透明性、公平性を高めるための入札・契約事務の改善に取り組みます。

### ⑤公営企業等の経営健全化

地方公営企業である病院及び水道事業については、企業の経済性を発揮すると共に、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、事業管理者のもと、経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた経営改革に取り組むとともに、事業の一層の自立性の強化と活性化を図っていきます。

また、病院事業会計、下水道事業特別会計等について、各会計の経営改革を進めるとともに、一般会計からの適正な繰出に努めます。

## (2) 定員管理と給与の適正化

### ①適正な定員管理

合併効果の大きな柱である行政のスリム化を達成するために、「光市定員適正化計画」に基づく計画的な定員管理に努めます。

### ②報酬・給与等の適正化

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡を考慮しながら適正化に努め、その内容を公表するとともに、特別職の報酬、手当の適正化を図ります。

職員に対する福利厚生事業については、市民の理解が得られるように適正な事業を実施します。

## 5 大綱の推進にあたって

行政改革の推進体制として、庁内に設置する「行政改革推進本部」、「行政改革推進幹事会」を中心に進行管理を行います。

行政改革大綱の実施計画の進捗状況については、「光市行政改革市民会議」等に報告し、必要な意見や助言を求めるとともに、市広報やホームページ等を通じて市民に広く公表します。



# 資 料

資料 1	光市行政改革市民会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	光市行政改革推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	2
資料 3	これまでの主な経過等について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
資料 4	新しい「公共空間」の形成のイメージ図・・・・・・・・・・	4

光市行政改革市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した市民満足度の高い効率的な市政の推進に資するため、光市行政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 市民会議は、行財政改革の推進に関する事項について協議し、市長に意見を述べるとともに、その円滑な執行が図られるよう助言を行う。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(組織)

第 4 条 市民会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者及び行財政改革の推進に関心のある市民のうちから市長が委嘱する。

(運営)

第 5 条 市民会議には、委員の互選により会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長は、会務を総理し市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議は、必要に応じて市長が開催する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、その都度関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 16 年 12 月 24 日から施行する。

光市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、光市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、助役をもって充てる。
- 3 本部員は、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者並びに市長部局における各部長（次長を含む。）大和支所長、教育次長、病院局管理部長、議会事務局長、消防担当部長、光総合病院事務部長、大和総合病院事務部長及び消防担当次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部長の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について調査研究を行い、その結果を本部長に報告するものとする。
- 3 幹事会は、総務部長を会長とし、会長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事は、市の職員のうちから本部会の推薦により本部長が指名する。
- 5 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

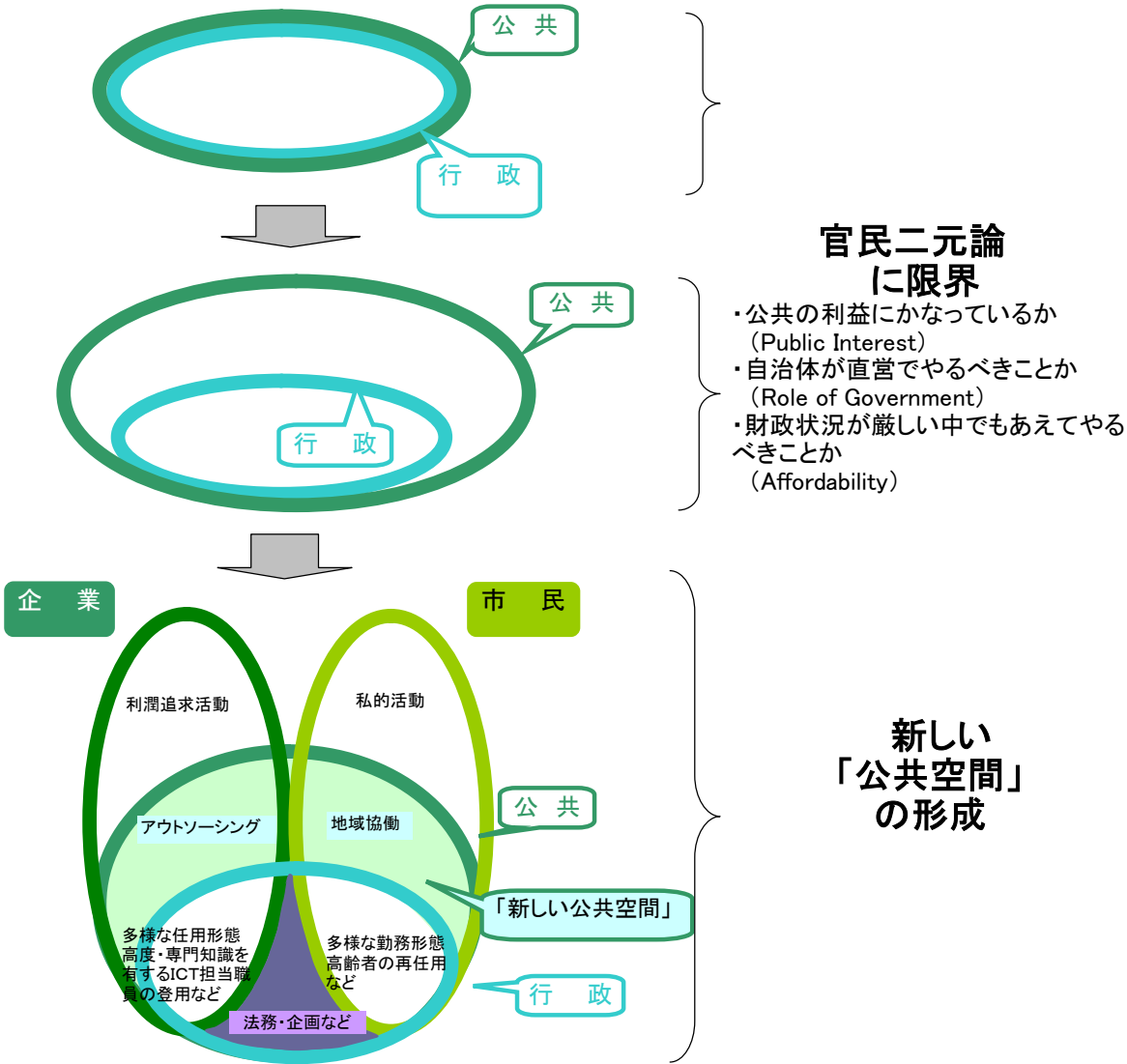
附 則

この訓令は、平成17年4月25日から施行する。

## これまでの主な経過等について

平成 16 年 12 月 24 日	「光市行政改革市民会議」設置 「第 1 回光市行政改革市民会議」
平成 17 年 2 月 24 日	「第 2 回光市行政改革市民会議」第 1 部会 「第 2 回光市行政改革市民会議」第 2 部会
平成 17 年 3 月 29 日	総務省から「新地方行革指針」通知
平成 17 年 4 月 25 日	「光市行政改革推進本部」設置
平成 17 年 5 月 10 日	「第 1 回光市行政改革推進本部会議」
平成 17 年 5 月 12 日	「第 3 回光市行政改革市民会議」第 1 部会 「第 3 回光市行政改革市民会議」第 2 部会
平成 17 年 5 月 17 日	「行政改革推進本部幹事会」
平成 17 年 5 月 17 日～31 日	改革実施項目調査実施
平成 17 年 6 月, 7 月	各所管等協議及びヒアリング
平成 17 年 8 月 2 日	「第 2 回光市行政改革推進本部会議」
平成 17 年 8 月 24 日	「第 4 回光市行政改革市民会議」第 1 部会 「第 4 回光市行政改革市民会議」第 2 部会
平成 17 年 9 月 15 日	市議会総務文教委員会中間報告
平成 17 年 11 月 24 日 ～12 月 5 日	市民会議委員意見聴取
平成 17 年 12 月 2 日	「第 3 回光市行政改革推進本部会議」
平成 17 年 12 月 16 日	市議会総務文教委員会最終報告
平成 17 年 12 月 21 日	「第 5 回光市行政改革市民会議」
平成 18 年 2 月 8 日	議員説明会（概要説明）
平成 18 年 2 月 16 日	行政改革大綱・実施計画決定

# 新しい「公共空間」の形成のイメージ



・公共サービスは専ら「行政」が提供

・「行政」と「公共」の領域はほぼ一致



・少子高齢化の進展に伴う公共サービスへの新たな期待＝「公共」の範囲の拡大

・「団塊の世代」の職員の大量退職や経営資源の制約による

**「行政」の守備範囲の相対的縮小**

↓

・「行政」と「公共」の領域にズレが発生



・この領域を新たに「民間」(住民・企業)が担う取組(アウトソーシング・地域協働)の推進

・行政の多元化(行政内部への人材派遣等)

↓

・「行政」と「民間」の多角的な協働による公共的サービスの提供により、「公共」が豊かに

・「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応

(出典)「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」  
平成17年度3月分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告書より

光市行政改革大綱

発行年月 平成 18 年 2 月

編集発行 〒743 - 8501

光市総務部行政改革推進室

光市中央 6 丁目 1 - 1

電話 0833 - 72 - 1400

FAX 0833 - 72 - 1436